平成17年7月26日告示第205号

改正

平成23年5月17日告示第160号 平成23年8月1日告示第242号 平成24年7月31日告示第290号 平成26年4月1日告示第116号 平成27年8月26日告示第279号 平成28年3月31日告示第115号

天理市福祉医療費資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)のうち、市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等(以下「医療機関等」という。)に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、その生活の安定と自立を促すことを目的とする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、「福祉医療費助成条例等」とは、次に掲げるもの をいう。
 - (1) 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年3月天理市条例第6号)
 - (2) 天理市子ども医療費助成条例(昭和48年10月天理市条例第33号)
 - (3) 天理市心身障害者医療費助成条例(昭和48年3月天理市条例第1号)

(貸付対象者)

第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、助成対象者のうち、本人、 配偶者及び民法(明治31年法律第9号)第877条第1項に規定する扶養義務者 (子ども医療費助成制度においては、天理市子ども医療費助成条例で定める 主として養育している者)の前年の所得金額(1月から7月までの申請につ いては、前々年の所得とする。)が次の表の右欄に規定する額以内のものとする。

世帯人員数	金額
1人	2,088,000円
2人	2,808,000円
3人	3, 528, 000円
4人	4, 248, 000円
5人	4,896,000円
6 人以上	4,896,000円に世帯人員数が5人を超え1人増えるごとに、 648,000円を加算した額

(貸付資格の申請)

第4条 資金の貸付資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ、福祉医療 費資金貸付資格認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に 所得証明書を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、<u>所得証明</u> について、公簿で確認できるときは省略することができる。

(貸付資格の決定)

第5条 市長は、認定申請書等を受理したときは、その適否を審査し、貸付資格を有すると決定したときは福祉医療費資金貸付認定証(様式第2号。以下「認定証」という。)を、貸付資格を有しないと決定したときは福祉医療費資金貸付却下通知書(様式第3号)を当該申請者に交付するものとする。

(貸付対象となる医療費)

第6条 資金の貸付対象となる医療費は、福祉医療費助成条例等に定める助成金に相当する額及び高額療養費の支給見込額であって、一の医療機関、入院・通院ごとにおいて、月の初日から末日までに係る一部負担金等の額が1万円以上のものとする。ただし、貸付限度額は30万円とする。

(貸付けの申請)

第7条 資金の貸付資格を有する者で貸付けを受けようとするものは、福祉医療費資金貸付申請書兼借用書(様式第4号。以下「貸付申請書兼借用書」と

- いう。)に医療機関等から発行された請求書を添付し、診療等を受けた日の属する月の翌月7日までに市長に提出しなければならない。ただし、診療等を受けた日の属する月の翌月7日までに提出することについて、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 資金の貸付申請は、医療機関、入院・通院ごとに1月単位で行うものとする。

(貸付金額の決定)

第8条 市長は、貸付申請書兼借用書を受理したときは、内容を審査の上、貸付金額を決定し、その旨を福祉医療費資金貸付金額決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(貸付けの方法)

- 第9条 貸付金は、診療を受けた日の属する月の翌月22日までに、貸付対象者に支払うものとする。ただし、市長は、貸付けを受けようとする者の同意がある場合には、貸付金を直接医療機関等に支払うことができるものとする。(借受人の責務)
- 第10条 前条本文の規定により資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、貸付けのあった月の末日までに、一部負担金等を医療機関等へ支払わなければならない。

(貸付金への充当)

第11条 市長は、貸付申請書兼借用書に記載した受領委任事項に基づき、福祉 医療費助成条例等に規定する助成金(以下「福祉医療費助成金」という。) を貸付金に充当するものとする。

(貸付条件)

- 第12条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 償還期限 市長から福祉医療費助成金の給付を受けることとなる日
 - (2) 償還方法 全額一括償還
 - (3) 貸付利率 無利息

(返還)

第13条 市長は、借受人が偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき、 又は資金を貸付けの目的以外に使用したときは、貸し付けた資金の全部を返 還させることができる。

(貸付けの停止等)

- 第14条 市長は、貸付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 認定証の返還を求め、又は資金の貸付けを停止することができる。
 - (1) 前条に規定する行為を行ったとき。
 - (2) 医療機関等から請求書が発行されているにもかかわらず、貸付申請を行わないとき。
 - (3) 貸付金の交付を受けたにもかかわらず、医療機関等に資金の支払を行わないとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成23年5月17日告示第160号)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成23年8月1日告示第242号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年7月31日告示第290号)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第116号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月26日告示第279号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の天理市福祉医療費資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前の資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月31日告示第115号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)